

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊 くろ う ど

クワダ社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2021

7

Vol. 50

1 ゆんたくひんたく

2 育児・介護休業法等の改正法 成立

3 健康保険法等の改正法 成立

4 過重労働解消キャンペーン 約 72%で法令違反

5 労働関係指標

発行元:クワダ社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

ゆんたくひんたく

梅雨の晴れ間に、夏の気配を感じるようになりました。マスク生活が続く中で、これからは熱中症にも気をつけたいですね。

さて、学校でも様々な感染対策が行われていますが、コロナ禍での「学びの保証」という観点から、市内の小中学校に1人1台タブレットが配布されるようになりました。息子の小学校では、授業で使うだけでなく、タブレットドリルや電子図書館のIDが付与され、自宅でも自由に使っていいことになっています。

プログラミング学習でスクラッチというアプリを使ったり、総合の授業では、オリンピック・パラリンピックについて調べてみたり。デジタル世代の子どもたちはわりと直感的に使いこなせていて、紙媒体とは違う楽しみ方で勉強できているなと感じました。

学年ごとに使用する際のルールもあり、まだ個別にアプリなどはインストール出来ないようですが、より個人の特性や習熟度に合わせた学習を助けるツールになることを期待しています。

わからないことばかりですが、子どもが安心安全に活用できるよう、しっかりと向き合って話し合っていきたいと思っています。(松本)

「出生時育児休業の創設」などを盛り込んだ育児・介護休業法等の改正法が成立

令和3年の通常国会において、出生時育児休業の創設などを盛り込んだ「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」が成立しました。

企業実務に影響がある改正事項が含まれていますので、施行期日を含め、改正の全体像を確認しておきましょう。

.....令和3年国会で成立した育児・介護休業法等の改正の全体像.....

●男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設

【育児・介護休業法の改正】

子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組み〔出生時育児休業〕を創設する。



<出生時育児休業の特徴>

- ① 休業の申出期限については、原則休業の2週間前までとする。
- ② 分割して取得できる回数は、2回とする。
- ③ 労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする。

〔施行期日：令和3年6月9日から1年6か月を超えない範囲内で政令で定める日〕

●育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け【育児・介護休業法の改正】

次の措置を講ずることを事業主に義務付ける。

- ① 育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置
- ② 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置

〔施行期日：令和4年4月1日〕

●その他の改正【育児・介護休業法の改正及び雇用保険法の改正】

- ① 育児・介護休業法において、育児休業の分割取得、育児休業の取得状況の公表の義務付け、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和などの改正を行う。
- ② 雇用保険法において、育児休業給付に関する所要の規定の整備を行う。

★この改正の施行に向けて、就業規則（育児・介護休業規程）の変更が必要となります。令和4年度から段階的に施行されますので、早めに準備しておきましょう。

お仕事 カレンダー 7月



7/12

- 6月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 納期特例の適用を受けている源泉所得税(1～6月分)の納付期限
- 健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届の提出期限
- 労働保険の年度更新手続きの締切日

8/2

- 6月分健康保険料・厚生年金保険料の納付期限
- 5月決算法人の確定申告と納税・11月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 8月・11月・2月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
- 労働者死傷病(休業4日未満)報告(4～6月分)の提出期限

決定済
施行待ち改正

傷病手当金や保険料免除の見直しを盛り込んだ健康保険法等の改正法が成立

令和3年の通常国会において、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。企業実務に影響がある改正事項も含まれていますので、施行期日を含め、改正の全体像を確認しておきましょう。

.....令和3年国会で成立した健康保険法等の改正の全体像.....

●後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し【高齢者医療確保法】

後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上(※)であるものについて、窓口負担割合を2割とする。

※課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上）を予定。経過措置も含め、政令で規定。

〔施行期日：令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間において政令で定める日〕

●傷病手当金の支給期間の通算化【健康保険法、船員保険法】

傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行う。

〔施行期日：令和4年1月1日〕

●育児休業中の保険料の免除要件の見直し【健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法等】

短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1か月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとする。

〔施行期日：令和4年10月1日〕

●その他の改正

任意継続被保険者制度の見直しなどを行うこととする。

★この改正法による改正事項の中で最も注目を集めているのは、後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しですが、企業実務を考えると傷病手当金の支給期間の通算化と育児休業中の保険料免除要件の見直しが重要といえます。これらについては、改めて紹介させていただきます。

要確認

「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果 令和2年度は約72%で法令違反

厚生労働省から、〈令和2年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果〉が公表されました。今回公表されたのは、令和2年11月に、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して実施された重点監督の結果です。

そのポイントを確認しておきましょう。

.....「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果のポイント【令和2年度】.....

●重点監督を実施した事業場は9,120事業場

うち、6,553事業場（全体の71.9%）〔前回は全体の75.3%〕で労働基準関係法令違反が認められた

①主な違反内容〔是正勧告書を交付した事業場の内訳〕

- ・違法な時間外労働があったもの⇒2,807事業場（全体の30.8%）
- ・賃金不払残業があったもの⇒478事業場（全体の5.2%）
- ・過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの⇒1,829事業場（全体の20.1%）

②主な健康障害防止に係る指導の状況〔健康障害防止のため指導票を交付した事業場の内訳〕

- ・健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの⇒3,046事業場（全体の33.4%）
- ・労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの⇒1,528事業場（全体の16.8%）



★なお、結果の公表に当たっては、代表的な監督指導事例が紹介されていますが、「各種情報から時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えていると考えられる大企業の事業場に対し、立入調査を実施した」といった事例のように、月80時間を超える時間外・休日労働が行われて場合には、監督指導の対象となる可能性が高いといえます。そのような働き方をしている社員がいれば、早急に改善する必要があるでしょう。



労働関係指標

労働関係指標 (2021 年 4 月)

完全失業率 (季節調整値※2)	全国	2.80%	(前月差+0.2 ポイント)	有効求人倍率 (季節調整値※2)	全国	1.09 倍	(前月差-0.01 ポイント)
	広島県	2.50%※1	(前年同期比+0.2 ポイント)		広島県	1.31 倍	(前月差+0.06 ポイント)
就業者数 (季節調整値※2)	全国	6,658 万人	(前月差-26 万人)	定期給与※3 現金給与総額※4 (現数値)	全国	279,135 円	(前年同月比+1.6%)
	広島県	142 万 2 千人※1	(前年同期比-2 千人)		広島県	269,577 円	(前年同月比+0.8%)

※1 広島県の完全失業率と就業者数の値は四半期毎に公表されています。今号は、2021年1月～3月平均の値を掲載しております

※2 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）

※3 定期給与：あらかじめ定められている支給条件と算定方法によって支給される給与のこと

※4 現金給与総額：「決まって支給する給与（定期給与）」と「特別に支払われた給与（特別給与）」の合計額

● 2021 年 4 月の福山公共職業安定所管内の雇用失業情勢

2021(令和3年)年6月号を加工して作成

- 有効求人倍率は 1.33 倍で、前年同月比 0.45 ポイント低下。
 - ・ 月間有効求人数は 10,743 人で、前月比 2.7%減少。前年同月比 9.8%減少。
 - ・ 月間有効求職者数は 8,086 人で、前月比 5.5%増加。前年同月比 21.0%増加。
- 新規求人倍率は 1.82 倍で、前年同月比 0.40 ポイント低下
 - ・ 新規求人数は 3,704 人で、前月比 1.0%減少。前年同月比 4.3%減少。
 - ・ 新規求職申込件数は、2,038 人で、前月比 26.5%増加。前年同月比 17.1%増加。
- 就職件数は 445 人で、前月比 24.3%減少。前年同月比 12.4%増加。

月間有効求人・求職・求人倍率の推移

